

介護老人保健施設ビーブル神石三和 短期入所利用料金表

平成27年4月1日

1、基本料金について

居室のタイプ	要介護度	基本料金	居住費	特別な室料	食事	1日概算料金	1週間概算料金
個室	要介護①	750円	1,640円	0円	1,380円	3,770円	113,100円
	要介護②	795円			(朝食380円)	3,815円	114,450円
	要介護③	856円			(昼食550円)	3,876円	116,280円
	要介護④	908円			(夕食450円)	3,928円	117,840円
	要介護⑤	959円				3,979円	119,370円
2人部屋	要介護①	823円	370円	430円	1,380円	3,003円	90,090円
	要介護②	871円			(朝食380円)	3,051円	91,530円
	要介護③	932円			(昼食550円)	3,112円	93,360円
	要介護④	983円			(夕食450円)	3,163円	94,890円
	要介護⑤	1,036円				3,216円	96,480円
4人部屋	要介護①	823円	370円	0円	1,380円	2,573円	
	要介護②	871円			(朝食380円)	2,621円	78,630円
	要介護③	932円			(昼食550円)	2,682円	80,460円
	要介護④	983円			(夕食450円)	2,733円	81,990円
	要介護⑤	1,036円				2,786円	83,580円

2、加算について

入所時加算項目	金 額	算定項目	対 象	対 象
送迎加算	184円	1日につき	対象者	利用者に対して送迎を行った場合に加算します。
個別リハビリテーション実施加算	240円	1日につき	対象者	個別リハビリテーションを20分以上実施した場合に加算します。
若年性認知症入所者受入加算	120円	1日につき	対象者	若年性認知症利用者ごとに個別に担当を定め、そのものを中心に利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合に加算します。
緊急短期入所受入加算	90円	1日につき (7日間を限度)	対象者	利用者の状態や家庭等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者に対し行った場合に加算します。
重度療養管理加算	120円	1日につき	対象者	要介護状態区分が要介護4又は、要介護5の利用者に対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合。
療養食加算	23円	1日につき	対象者	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合、基本料金に左記の金額を加算します。
緊急時治療加算	511円	1日につき	対象者	入所者の病状が著しく変化した場合、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合、月3日を限度に加算します。
夜勤職員配置加算	24円	1日につき	全員	夜勤職員の加配要件を満たす場合に加算します。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円	1日につき	全員	3年以上の勤続年数のある者が30%配置されている場合に加算します。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	各種加算減算を加えて算定した金額の2.7%		全員	平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該交付金を円滑に介護報酬に移行し、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充

※入所時加算項目は、基本料金に加算します。
※ご利用者様全員、もしくは該当される方に対して算定します。詳しくは当施設の支援相談員にお問い合わせください。
※被爆者健康手帳をお持ちの方は、保険給付の自己負担額が公費負担されます。
※おむつ代は、上記負担額に含まれます。

3、食費・居住費の介護保険負担限度額認定者の方

項 目	金 額		備 考
居住に要する費用(居住費)	【第1段階負担限度額】		
	従来型個室	490円/日	
	多床室	なし	
	【第2段階負担限度額】		
	従来型個室	490円/日	
	多床室	370円/日	
	【第3段階負担限度額】		
	従来型個室	1,310円/日	
	多床室	370円/日	
食事提供に要する費用	【第1段階負担限度額】		300円/日
	【第2段階負担限度額】		390円/日
	【第3段階負担限度額】		650円/日

4、その他の費用内訳

項 目	金 額		備 考
日 用 品 費	150円/日		身の周りの品として日常生活に必要な物に係る費用
電 気 代	54円/日		持ち込み電気製品1品につき
テレビリース代	270円/日		テレビリース代 216円 + 電気代 54円
散 髪 代	1,500円/回		希望者
洗 濯 代	500円/回(1ネット)		希望者
行 事 費 用	実費		ご家族と一緒に催しされる主な年間行事にかかる費用
診 断 書 代	1 件	3,240円～5,400円	一般診断書・死亡診断書など
コ ピ ー 代	1 枚	10円	複写物・各種申請用紙・請求書兼領収書の再発行
送 迎 代	30円/km		営業地域外への送迎の場合

- ※「国が定める利用者負担限度額段階(第1～3段階)」に該当する利用者等の負担額について
- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられてい
 - 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人(あるいは代理人の方)が、ご本人の住所地の市町に申請し、市町より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。
 - 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、次のような方です。
 - 【利用者負担第1段階】
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受けておられる方
 - 【利用者負担第2段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方
 - 【利用者負担第3段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方
(課税年金収入額が80万円超266万円未満の方など)
 - 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所し、その利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となる場合があります。
 - その他詳細については、市町窓口でおたずね下さい。